

平成20年度 第2回理事会

日 時：平成20年8月29日(金) 15:30～

場 所：マエストロ 大阪府中央区心斎橋筋2-5-15 クロスホテル大阪 3階

出席者：9名

1) 報告事項の件

平成20年8月5日以降における事業状況を報告し、全員異議なくこれを承認した。

2) 平成20年度事業一部詳細決定の件

・ゴルフコンペ

日時：平成20年10月21日(火)

場所：飛鳥ゴルフ倶楽部

担当：加貫理事長

・ボウリング大会

日時：平成21年2月7日(土)10:30～

場所：イーグルボウル(新大阪)

担当：中田理事・福多理事

3) 雇用管理改善セミナー内容決定の件

(1) 労働契約法概要とQ&A

(2) パートタイム労働法と概要とQ&A

(3) 募集・採用時の注意点

(4) 労働基準法の基礎知識とQ&A

・労働条件の明示と雇用契約

・労働時間(変形労働時間制)・休日

・割増賃金の計算方法

・有給休暇

・退職・解雇

(5) 外国人労働者を採用したときに会社が行う手続きとは

(6) 従業員が出産する時に会社が行う手続きとは

(7) 従業員が60歳になったときに会社が行う手続きとは

(8) 職場のメンタルヘルス対策

(9) 管理職の定義や管理職手当、残業問題などについて

4) 開催セミナー決定の件

(1) 経営者のためのビジネスマナーセミナー

(2) メンタルヘルスセミナー

(3) 営業マンセミナー

(4) 管理監督者訓練セミナー

(5) パソコン研修会

(6) 雇用管理担当者セミナー

5) 定款変更の件

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組員の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 印刷・製本・紙工機械製造業、印刷インキ製造業、製本機械器具卸売業、製紙機械器具卸売業又は紙・文房具小売業を行う事業者であること

<変更案>

(1) 印刷・製本・紙工機械製造業、印刷インキ製造業、製本機械器具・製紙機械器具卸売業、又は紙卸売業を行う事業者であること

平成20年度 第3回理事会

日 時：平成20年10月15日(水) 15:00～

場 所：メビック扇町 大阪府北区南扇町6-28 扇町インキュベーションプラザ(旧大阪市水道局庁舎)2階

出席者：9名

1) 報告事項の件

平成20年8月29日以降における事業状況を報告し、全員異議なくこれを承認した。

2) 平成20年度教育情報事業の件

・パソコン研修会

平成20年11月29日(土)9:30～17:00

平成20年12月6日(土)13:00～17:00

大阪産業創造館 5Fパソコン研修室

講師：末次咲子・鈴木奈津子

内容：現在調整中

・新春セミナー

平成21年1月29日(木)17:15～18:45

帝国ホテル大阪

内容：経営者の為のビジネスマナー

・雇用管理改善セミナー

平成21年2月(場所未定)

講師：社会保険労務士 村井 ゆかり氏

内容：中間管理職の処遇問題をはじめ

雇用管理問題全般

・営業マンセミナー

平成20年11月～平成21年2月

場所、講師、担当 未定

3) 第59期通常総会開催日決定の件

議長は来年度開催する第59期通常総会開催日について諮ったところ、平成21年5月12日(火)に開催することが満場一致で承認可決された。

4) 定款変更(組合員資格)並びに臨時総会開催の件

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組員の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 印刷・製本・紙工機械製造業、印刷インキ製造業、製本機械器具・製紙機械器具卸売業、又は紙卸売業を行う事業者であること(8月29日開催第2回理事会において変更承認済み)

(2) 組合の地区内に事業場を有すること

(地 区)

第3条 本組合の地区は、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県及び和歌山県の区域とする。

議長は、現在の定款の地区に関して、奈良県、和歌山県に組合員が存在しないことを説明し、定款の地区の条項を変更するか否かを諮ったところ法律的に問題がなければ現状を維持することが満場一致で承認可決された。

また、8月29日開催の理事会において承認された定款変更を諮る臨時総会を平成21年1月29日(木)セミナー終了後新年互礼会開催前の18:45～19:00に開催することが満場一致で承認可決された。

5) 次回理事会開催の件

日時：平成20年12月16日(火)18:00～

場所：小澤(オザワ)

京都市東山区宮川町松原下る西御門町